

第108回京都府都市計画地方審議会は、1月26日、ルビノ京都で開催されました。審議会の審議の内容と結果をご紹介します。審議会には、日本共産党の岩田隆夫府議が委員として参加しています。

第108回京都府都市計画地方審議会の審議について（報告）

2000年1月26日

(1) 以下の9件の議案は、いずれも異議なく、賛成し、可決されました。

- ①第1556号（南丹都市計画道路の変更＝3・4・8号並河亀岡停車場線ほか2路線の変更）
- ②第1557号（福知山都市計画地区計画の変更＝福知山駅周辺・駅南地区計画の変更）
- ③第1558号（福知山都市計画地区計画の変更＝かしの木台周辺地区計画の変更）
- ④第1559号（綴喜郡都市計画生産緑地地区の変更＝生産緑地地区の変更）
- ⑤第1560号（桂川右岸、木津川、宮津湾流域下水道の排水区域表示の変更）
- ⑥第1561号（桂川右岸、木津川、宮津湾流域下水道の排水区域表示の変更）
- ⑦第1562号（桂川右岸、木津川、宮津湾流域下水道の排水区域表示の変更）
- ⑧第1563号（桂川右岸、木津川、宮津湾流域下水道の排水区域表示の変更）
- ⑨第1564号（桂川右岸、木津川、宮津湾流域下水道の排水区域表示の変更）

(2) 第1565号（園部町：高屋地区）については、以下のような質疑がおこなわれ、可決しました。

【岩田委員】 本議案は、建設される施設の位置の可否を審議するものではありませんが、今回、園部町高屋地区に立地されるものは、産業廃棄物の処理施設であり、民間のものとしては府内最大級のものです。

こうした施設は、リサイクル社会の構築に向けて必要なものでありますが、同時に、全国各地でダイオキシンや悪臭など、公害発生源として社会問題を引き起こしております。

そこで、今回、提案された園部町高屋地区の施設建設にあたって、「地元住民との合意」「施設稼働後の監視体制」など、地元住民や議会での「十分な説明と合意の手続き」、そして、「必要な公害防止協定の締結」がなされた上で、提案されるべきものと考えますが、その点が、不十分でないか危惧するものです。どうなっていますか。おたずねします。

説明委員として、園部町・小川助役が答弁

【小川助役】 今後、地元6区の代表全体と町も入った三者による「公害防止協定」を結び、運転後は、町が責任を持って監視と安全確保に努めたい旨の説明があった。

続けて、審議委員でもある野中町長が発言を求めた。

【野中町長】 ①以前、問題が多発し、地元から撤退が求められていた養豚場の指導と処理に責任を負った町の善後策として、今回の廃棄物処理施設建設計画となったこと。

②府下、どこかの自治体が引き受けなければならない施設であり、今回、当町が積極的に引き受けた。今後のモデルとなるよう、万全を期して、責任ある対応をしていきたい。

③したがって、通常の三者協定のように行政が立会人、第三者としてではなく、地元住民と同じ側に立って当事者として併記する三者協定を結び、責任を最後までとる形を踏んだ。

④今後、処理業者が安全操業するのは勿論のことだが、廃棄物の処理に関して、製造者責任が明確にされることが必要であると考えます。府議会、国会でぜひ、立法化されることを期待する旨の発言があった。

【岩田委員】 今後、住民の立場に立った「公害防止協定の締結」、町議会での「十分な説明と同意」がなされ、建設後、① 事業者による安全、適切な操業と、町当局による公害の監視体制が確立されること。② その上で、問題が発生した際には、地元住民の立ち入りも含め、「安全と環境および住民被害の防止」に対して、町当局が責任をもって対処されますことを強く求めまして、本件に賛成するものです。

※なお、別紙の「都市計画法における権限委譲について」の報告がおこなわれました。これは都市計画法の改正に伴うもので、今後は、各市町村に都市計画審議会が設置されることとなります。